

規 則

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

埼玉県教育委員会教育長 高 田 直 芳

埼玉県教育委員会規則第七号

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年埼玉県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二号中ニを削り、ホをニとし、ヘからチまでをホからトまでとし、同条第三号イ中「前号チ」を「前号ト」に改める。

第七条第一項第一号中「トまで」を「へまで」に改め、ハを削り、ニをハとし、ホからトまでをニからへまでとし、同項第二号イ中「前号ト」を「前号へ」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 改正前の第七条第一項第一号ハに掲げる職員が学校職員の給与に関する条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十三号）の適用を受ける学校職員となった場合における令和三年六月の期末手当及び勤勉手当の支給については、なお従前の例による。